

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 3
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 10

◇ 告 示

- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める等、規定の整備を行うことにしました。
- 2 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる子どもに係る特定教育・保育等に係る利用者負担額を零とする等のため、関係規定を改めることにしました。
 - (1) 1号認定子ども
 - (2) 2号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）
 - (3) 教育・保育給付認定保護者が市町村民税非課税世帯に属する3号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）
- 3 へき地保育所について、前項に掲げる子ども以外の子どものに係る特例保育に係る利用者負担額を定めることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、へき地保育所の使用について、子どもの保護者等から徴収する保育料の額を定めることにしました。
- 2 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育所の使用について、子どもの保護者等から徴収する保育料の額を一定の要件を満たす場合に零とする等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 6 号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年北九州市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 3 条中「にあっては別表第 1、2 号認定子ども及び 3 号認定子どもにあっては別表第 2」を「及び 2 号認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子ども（政令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあっては零とし、3 号認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）にあっては別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条第 1 項中「にあっては別表第 1、2 号認定子ども及び 3 号認定子どもにあっては別表第 2」を「及び 2 号認定子どもにあっては零とし、3 号認定子どもにあっては別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「別表第 1 の各月における支給認定保護者の属する世帯の階層区分ごとにそれぞれ定める額」を「零」に改める。

第 5 条中「別表第 2」を「別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「3 歳未満児の欄に」を削る。

第 6 条第 1 項中「別表第 2」を「別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「3 歳未満児の欄に」を削り、同条第 2 項中「別表第 1 の各月における支給認定保護者の属する世帯の階層区分ごとにそれぞれ定める額」を「零」に改め、同条第 3 項中「別表第 2」を「2 号認定子どもにあっては零とし、特定満 3 歳以上保育認定子どもにあっては別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「3 歳以上児の欄に」を削り、同条第 4 項中「にあっては別表第 1、2 号認定子ども及び 3 号認定子どもにあっては別表第 2」を「及び 2 号認定子どもにあっては零とし、3 号認定子どもにあっては別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「定める額」の次に「（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 4 号）別表第 2 に規定するへき地

保育所の利用者負担額に係るC 1からD 1 2までの階層区分にあつては、4, 000円)」を加える。

第8条第1項中「第23条各号」を「第23条第2号」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「第3号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条第1項中「別表第2」を「2号認定子どもにあつては零とし、3号認定子どもにあつては別表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「市町村」を「市」に、「別表第1の各月における支給認定保護者の属する世帯の階層区分ごとにそれぞれ定める額」を「零」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第3条—第6条、第9条関係）

利用者負担額表

各月における教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円	0円
C 1	A階層を除く市町村民税課税世帯のうち均等割のみの課税世帯	12,000円	11,800円
C 2	A階層を除く市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,100円	13,900円
D 1	市町村民税所得割課税額48,600円以上55,000円未満	17,100円	16,800円
D 2	市町村民税所得割課税額55,000円以上79,000円未満	21,600円	21,200円
D 3	市町村民税所得割課税額79,000円以上97,000円未満	28,400円	27,900円

D 4	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 97,000円以上115,000円未満	33,200円	32,600円
D 5		市町村民税所得割課税額 115,000円以上152,000円未満	39,900円	39,200円
D 6		市町村民税所得割課税額 152,000円以上169,000円未満	43,800円	43,000円
D 7		市町村民税所得割課税額 169,000円以上230,000円未満	49,800円	48,900円
D 8		市町村民税所得割課税額 230,000円以上269,000円未満	52,800円	51,900円
D 9		市町村民税所得割課税額 269,000円以上301,000円未満	55,800円	54,800円
D 10		市町村民税所得割課税額 301,000円以上351,000円未満	59,300円	58,300円
D 11		市町村民税所得割課税額 351,000円以上397,000円未満	61,300円	60,200円
D 12		市町村民税所得割課税額 397,000円以上	63,300円	62,200円

備考

- この表において政令第4条第2項第1号に規定する保育必要量が少ない者として認定された教育・保育給付認定保護者にあつては保育短時間の欄を、その他の教育・保育給付認定保護者にあつては保育標準時間の欄を適用するものとする。
- この表において「生活保護世帯」とは、当該世帯に属する教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育を受けた月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合をいう。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、当該世帯に属する者が特定教育・保育を受けた月の属する年度（特定教育・保育を受けた月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方

税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

- 4 この表において「均等割」とは、特定教育・保育を受けた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。
- 5 この表において「市町村民税所得割課税世帯」とは、特定教育・保育を受けた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される者が属する世帯をいう。
- 6 この表において「市町村民税所得割課税額」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育を受けた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（政令第4条第2項第2号の内閣府令で定める規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。この場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。
- 7 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの又は婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当する者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税課税額は、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2

- 号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定するものとする。
- 8 負担額算定基準子ども（政令第13条第2項各号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる3号認定子どもに係る利用者負担額は、この表及び第10項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- （1） 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども この表の規定で算定される額に2分の1を乗じて得た額。ただし、A又はBの階層区分に属する世帯にあつては、零
- （2） 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である3号認定子ども 零
- 9 特定被監護者等（政令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合の次の各号に掲げる3号認定子どもに係る利用者負担額は、この表、前項及び次項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- （1） 次のア又はイに掲げる3号認定子ども この表の規定で算定される額に2分の1を乗じて得た額。ただし、A又はBの階層区分に属する世帯にあつては、零
- ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども
- イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども
- （2） 次のアからウまでに掲げる3号認定子ども 零
- ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども
- イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども
- ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である3号認定子ども
- 10 政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等（以下「要保護者等

」という。)が属する世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合の3号認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、この表の規定で算定される額に2分の1を乗じて得た額又は7,200円(保育短時間の欄が適用される世帯にあつては、7,100円)のいずれか低い額(当該算定される額が零の場合は、零)とする。

1 1 特定被監護者等が2人以上いる世帯(要保護者等が属する世帯に限る。)で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合の次に掲げる3号認定子どもに係る利用者負担額は、この表及び第8項から前項までの規定にかかわらず、零とする。

(1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども

(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども

(3) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども

(4) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども

(5) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である3号認定子ども

1 2 この表及び第8項から前項までの規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者が里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親をいう。)の場合にあつては、利用者負担額は、零とする。

1 3 月の途中において、特定教育・保育等を受け始め、若しくは受けなくなり、又は利用する特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行った場合における利用者負担額は、この表及び第8項から前項までの規定で算定される額を日割りによって計算して得た額(当該算定される額が零の場合は、零)とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 7 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「保育所」の次に「及びへき地保育所」を加え、同項第 1 号中「（同法第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育を含む。）」を削り、「別表第 2 の階層区分ごとに定める額」を「第 3 条の利用者負担額の額」に改め、同項第 2 号中「北九州市子ども・子育て支援法施行細則別表第 1 の階層区分ごとに定める額」を「零」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 子ども・子育て支援法第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第 4 条第 1 項の利用者負担額の額

第 2 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第 6 条第 4 項の利用者負担額の額

第 2 条の 2 第 2 項中「前項」を「前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号」に改める

。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後の保育所及びへき地保育所の使用に係る使用料について適用し、同日前の保育所及びへき地保育所の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 1 0 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社泰文堂	北九州市門司区栄町 1 1 番 2 7 号	令和元年 9 月 2 7 日か ら令和 2 年 3 月 3 1 日 まで
ミニストップ八幡八千 代店	北九州市八幡西区南八 千代町 3 番 1 号	令和元年 9 月 2 7 日か ら令和 2 年 3 月 3 1 日 まで
株式会社万惣	広島市佐伯区石内上一 丁目 8 番 1 号	令和元年 9 月 2 7 日か ら令和 2 年 3 月 3 1 日 まで